

## 研究者の「働き方改革」と自由な研究時間確保の両立についての 日本学術会議幹事会声明

現代の日本では、誰もが生きがいを持ってその有する能力を最大限に発揮できる社会を創り、イノベーションの促進等を通じた生産性の向上と、労働参加率の向上を図ることが望まれる。平成 29 年 3 月 28 日に働き方改革実現会議によって示された「働き方改革実行計画」（以下「実行計画」という）は、この考え方に従って労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現し、長時間労働をはじめとする我が国の雇用慣行における諸問題を改善しようとするものである。

学術研究をめぐる「働き方改革」には様々な側面があるが、「働き方改革」と自由な研究時間の確保の両立という観点から、労働行政をはじめとする関係当局の学術研究に対する一層の理解と関係の諸制度の適切な運用を求めるものである。

学術研究は、いうまでもなく研究者の自由な意思に基づく活動であって、組織的な指揮命令によって遂行される業務とは性格を異にしている。研究者の自由な学術研究活動が阻害されるようなことがあっては学術研究の停滞を招くのみならず、誰もが生きがいを持ってその有する能力を最大限に発揮できる社会を創るという「働き方改革」の趣旨にも反することとなる。

研究者には、既に裁量労働制の活用が進められている。その趣旨は、研究状況に応じて労働時間を研究者自身が自由に設計することにある。研究時間は、週や月単位で一律に管理されるべきものではなく、学術研究の性格や進捗状況に応じて研究者自身によって自由に設定されるべきである。しかし、労働行政による裁量労働制の運用が必ずしも学術研究活動の実態に即していないという指摘が多く大学の関係者からなされている。

学術研究活動の自由は最大限尊重されなければならないが、勤務時間管理についても学術研究の特性に配慮した取り扱いが望まれる。学術研究の拠点である大学には、自由な学術研究を支えるために大学の自治が認められている。むろん、大学には自治に伴う責任があり、制度を適切に運用しなければならないことは言うまでもないが、自由な学術研究活動として行われる活動に割り当てられる時間を労働時間に入れるかどうかの判断は、大学や研究者の判断を尊重すべきである。大学の自治を尊重し、学術研究の当事者の納得性を基本とした制度の運用が望ましい。

今般の法改正で導入された高度プロフェッショナル制度については、厚生労働省の通達で大学の学術研究が対象業務から外されている。大学の研究者は最も高度なプロフェ

ッショナルとすることができるが、現行の高度プロフェッショナル制度についてはその是非を含め様々な議論がある。今後の検討においては、裁量労働制との関係を含め、大学の研究者の自由な学術研究活動に資する方向での検討を求めるものである。

学術研究を活性化し研究環境のダイバーシティーを確保するためには、女性、外国人、障がい者が活躍することのできる研究環境を整えることが必要である。我が国の研究者が欧米の研究者に比べて長時間労働である傾向も指摘されるところであるが、「働き方改革」の観点からも、短い労働時間で高い研究力を獲得する仕組みを大学等の研究機関が組織として整えていかなければならない。

日本学術会議としては、今後、国立大学協会をはじめとした関係の団体と連携しながら、研究者の「働き方改革」について検討を深め、必要な提言を行っていく所存であり、労働行政をはじめとした関係の行政当局は、学術研究の自由を尊重する観点から、学術研究の最前線に立つ研究者と十分に対話を行い、その声をできるだけ「働き方改革」の制度設計や実際の運用に取り入れるよう要請するものである。

令和元年 11月7日

日本学術会議幹事会

会長	山極 壽一
副会長	三成 美保
副会長	渡辺 美代子
副会長	武内 和彦
第一部部長	町村 敬志
第一部副部長	橋本 伸也
第一部幹事	久留島 典子
第一部幹事	溝端 佐登史
第二部部長	石川 冬木
第二部副部長	平井 みどり
第二部幹事	武田 洋幸
第二部幹事	丹下 健
第三部部長	大野 英男
第三部副部長	徳田 英幸
第三部幹事	高橋 桂子
第三部幹事	米田 雅子